

Hong Kong Tax Alert

10 June 2022

2022 Issue No. 5

特定の海運関連活動に対する優遇税制の提案

2022年6月15日、2022年度内国歳入法改正案(特定の海運関連活動に対する優遇税制、以下、「法案」)が立法会に提出され、第1回及び第2回の審議が行われました¹。本法案は、香港の船舶代理店、船舶マネジement事業者、船舶仲介業者などの適格船舶事業者向けの優遇税制措置を導入することを目的としています。このタックスアラートでは、本優遇税制措置案の法的枠組みについて解説しています。

本法案にご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。

優遇税制措置案の概要

特定の租税回避防止規定を前提として、本優遇税制措置案は以下のように規定されています。

- i. 適格船舶事業者(すなわち、適格船舶代理店、適格船舶マネジement事業者、適格船舶仲介業者)の適格活動(適格船舶代理活動、適格船舶マネジement事業活動、適格船舶仲介活動)により得られる適格所得に対する税率は、8.25%(現在の標準法人税率16.5%の半分)となります。
- ii. 適格船舶事業者が関連船舶事業者²のために行った適格活動から得られる適格所得は、内国歳入法(以下、「IRO」)の適用により優遇税率又は非課税措置が認められ、当該関連船舶事業者にも同様に適用となります。

1. "Inland Revenue (Amendment) (Tax Concessions for Certain Shipping-Related Activities) Bill 2022", Hong Kong Legislative Council, <https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20222622/es32022262215.pdf> (2022年6月29日アクセス)

2. 関連船舶事業者とは、IROのセクション14P(1)、14T(1)、又は23Bにより優遇税制又は非課税措置の適用対象となる、船舶リース事業者、船舶リースマネジement事業者、船舶オペレーター、船舶オーナーであり、かつ、(a)適格船舶事業者の支配下にある、(b)適格船舶事業者を支配している、又は(c)適格船舶事業者と同一の者により支配されている者を指します。

本優遇税制措置案の適格要件

納税者は、本優遇税制措置を希望する場合、書面にて選択する必要があります。一度選択すると、納税者が適格船舶事業者である限りは取り消すことはできません。

次の表は、本優遇税制措置案の適格要件を示しています。

適格要件	詳細
適格船舶事業者	<ul style="list-style-type: none">▶ 適格船舶事業者は、関連する適格活動にのみ従事する独立した企業である、又は、関連する適格活動に関する利益及び資産が、当該企業全体の利益及び資産の75%以上であるというセーフ・ハーバー・ルールを満たす必要があります。▶ 上記条件を満たさない場合でも、内国歳入局長官(the Commissioner of Inland Revenue、以下、「CIR」)へ適格船舶事業者の認定を申請することが可能です。CIRは、対象年度において適格要件の充足を阻害する要因が、企業の通常の事業過程から生じたものではないと判断できる場合に、適格認定を行うことができます。
関連する適格活動の最低実施回数	<ul style="list-style-type: none">▶ 船舶代理店、船舶仲介事業者の場合、対象年度において関連する適格活動を1回以上行う必要があります。▶ 船舶マネジメント事業者の場合、対象年度において関連する適格活動を2回以上行う必要があります。
適格活動	<ul style="list-style-type: none">▶ 適格船舶事業者が行う船舶代理店活動、船舶マネジメント活動、船舶仲介活動は、通常の事業過程において香港で行われた場合、適格活動とみなされます。▶ 「船舶代理店活動」、「船舶マネジメント活動」及び「船舶仲介活動」とみなされる可能性のある活動の一覧は本タックスアラートの別添をご参照ください。
中央管理・統制要件	適格船舶事業者は、香港で中央管理・統制を実施する必要があります。
実質的活動要件	適格船舶事業者は、コア収益獲得活動を香港で行うために、次の要件を満たす必要があります。 <ul style="list-style-type: none">▶ 香港で常勤の適格従業員を1名以上雇用していること▶ 香港で発生する営業費用が100万香港ドル以上であること 上記の最低基準要件に加え、本法案では、CIRの意見に基づき、雇用者数及び関連する営業費用が「十分」という包括的な要件が課されています。

特定の租税回避防止規定

本法案には、以下の特定の租税回避防止規定が含まれています。

- i. 関連当事者との間で独立企業間原則による事業取引を行わなかった場合、独立企業間原則のもとに得られたであろう利益に基づいて、適格船舶事業者を再評価する
- ii. 適格船舶事業者が取決めを行う主目的又は主目的の1つが、IRO又は租税条約に基づく税制上の優遇措置を得ることである場合、上記の優遇税制措置の適用は否認される
- iii. 標準法人税率で課税される支払人が、優遇税率で課税される適格船舶事業者と関係があり、サービスフィーを当該適格船舶事業者に支払った場合、支払人が支払ったサービスフィーに関する損金算入額は、適格船舶事業者が得る優遇税額にて減額される

適用日

この適格船舶事業者の適格所得に対する優遇税制案は、2022年4月1日以降に受領又は発生した所得に適用されます。

論評

弊事務所は、適格船舶事業者に対する優遇税制措置案の導入を歓迎します。本法案は、2020年半ばに導入された船舶リース事業者や海上保険業者に適用される優遇税制措置を補完するものです。

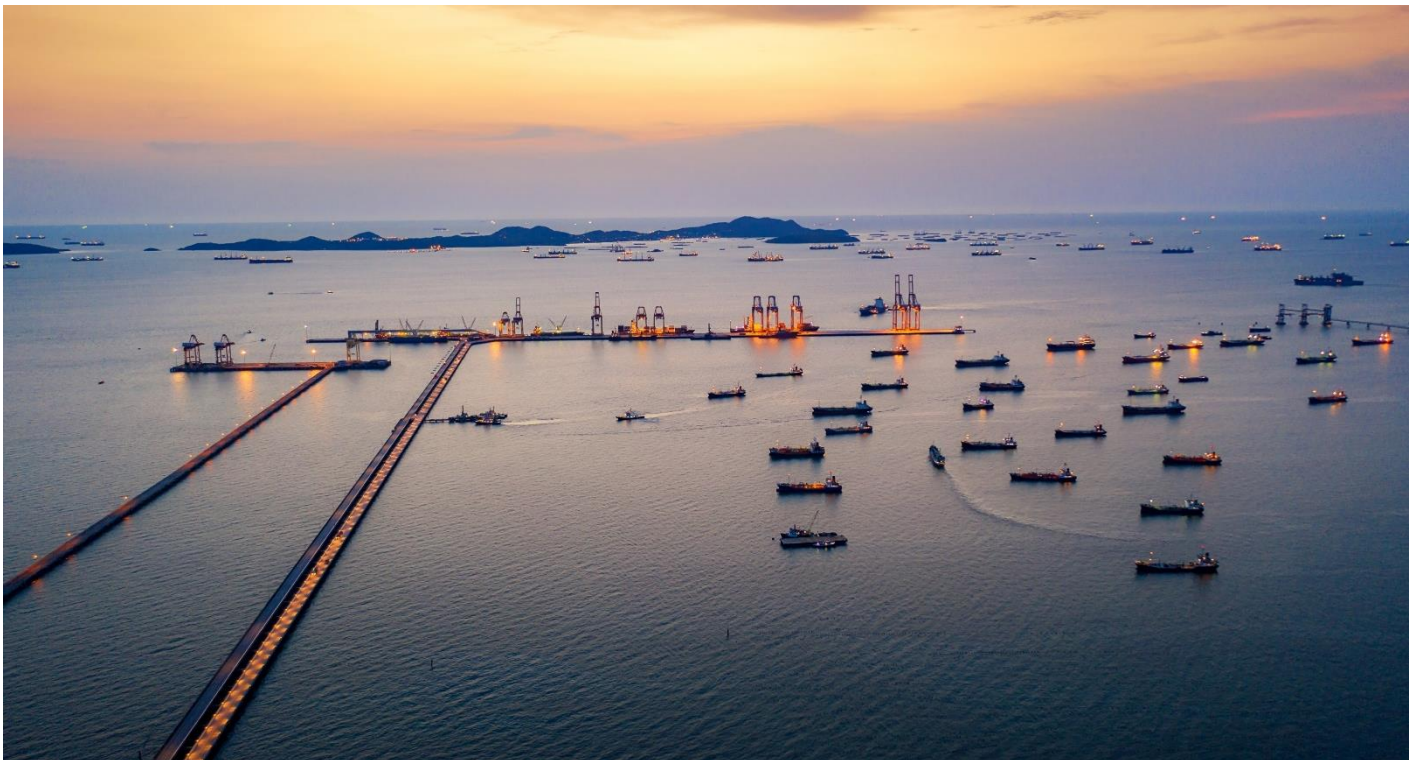
船舶代理業、船舶マネジメント業、船舶仲介業は、国際的な海運活動を支える重要な海運サービスであることから、今回提案された優遇税制措置は、香港の活気ある海運業クラスターの成長を支え、香港の国際海運センターとしての地位をさらに強化するでしょう。

税制上のインセンティブの提供は、香港以外の主要な海運センターでも実施されており、企業を積極的に誘致し、その国・地域のプレゼンスを高める手段の1つとなっています。例えば、シンガポールの「海運セクターイニシアチブ・海運関連支援サービス(Maritime Sector Initiative - Shipping-related Support Services、以下、「MSI-SSS」)アワード」では、MSI-SSS認定企業は、船舶代理業、船舶マネジメント業、船舶仲介業などの特定の適格海運関連支援サービスの提供から得られる増加利益に対して、5年間にわたって10%の優遇税率を享受でき、更新も可能です。

シンガポールが現在提供している10%の優遇税率は、香港の優遇税制措置案で提案されている0%又は8.25%の税率と比較して競争力は低いかもしれませんが、対象範囲はシンガポールのMSI-SSSの方がとても広いです。例えば、MSI-SSSの対象範囲には、香港の税制優遇案では明らかに対象外とされている、海上運賃先物契約取引³、貨物輸送・物流サービス⁴、及び他の海運関連支援サービス(法務サービス、企業財務アドバイザーサービス、情報技術サポートサービスなど)まで認められます。

そのため、弊事務所は、香港が国際海運センターとして発展するという観点から、シンガポールの税制に対して競争力を確保するために、香港政府が業界関係者とさらに協議し、本優遇税制措置案の対象範囲をさらに拡大することを期待しています。

本法案にご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。



3. 「海上運賃先物契約取引」とは、海上運賃に関して海上運賃先物契約に基づいて先物取引を行うことを意味します。

4. 「貨物輸送・物流サービス」とは、顧客の貨物、サプライチェーン、又は物流プロセスフローのマネジメントを行うことを意味します。

別添

- ▶ 「船舶代理店活動」とは、船舶リース事業者、船舶リースマネジメント事業者、船舶オペレーター又は船舶オーナー（総称して、「船舶事業者」）に代わって、船舶事業者の船舶、船長及び乗務員、貨物又は顧客に関して行う活動を意味する。
- ▶ 「船舶マネジメント活動」とは、船舶リース事業者、船舶リースマネジメント事業者、船舶オペレーター又は船舶オーナーのために以下の活動を意味する。
 - a) 船舶の乾ドック、修理、オーバーホール、改造、保守、整備又は係船の手配又は監督
 - b) 船舶運営、乗組員の提供、航海の監視、認証、保管、廃船の手配
 - c) 調達契約を通じて、十分な船舶用の補給品、備品、予備品、貯蔵品及び潤滑油の確保
 - d) 船舶の安全要件や配乗（乗り込むべき船員の割り当てや配置）要件、その他類似の要件について、関係当局その他の機関との連絡
 - e) 船舶検査員やその他の技術コンサルタントの選任
 - f) 船舶マネジメント事業者あるいは船舶代理店の選任、又は港湾作業員の雇用
 - g) 船舶の売買（引渡しを含む）の監督
 - h) 船舶用バンカーの提供の手配
 - i) 船舶用バンカーのサンプリング及びテストの手配
 - j) 船舶に適用される組織的、旗国、ローカルポート・ステート及び国際的な要件順守の確保（当該要件の監査を含む）
 - k) 船舶の一般的な効率性の監督
 - l) 船舶の適格乗組員の確保、乗組員管理者の選任、乗組員教育、乗組員保険・給与の手配等、乗組員に関する事項の取扱い
 - m) 船舶の乗組員の輸送（帰国のための輸送を含む）又は関連する物流の手配
 - n) 船舶の乗組員の作業能率の監督
 - o) 船舶の乗組員に適用される健康診断及び健康証明書の所持に関する要件順守の確保
 - p) 船舶に関する契約の締結、アライアンスの締結、共同出資の決定
 - q) 貨物運送のための船舶オペレーター契約の確保
 - r) 航海指示書の発行を含む、船舶の航路及び積載トン数の計画
 - s) 次の収集又は収集の手配
 - i. 船舶運賃
 - ii. 船舶用船料、又はその他船舶の使用に関する費用の支払い
 - t) 次の内容を含む船舶のポスト・フィクスチャー・サービスの手配又は提供
 - i. 航海収支の推定
 - ii. 次に関する会計又は計算
 - A. 用船料
 - B. 運賃
 - C. 滞船料
 - D. 早出料
 - u) 船舶検査の手配
 - v) 船舶の売買又はその所有権の決定
 - w) 船舶の旗国と船籍の決定
 - x) 船舶の買収のための資金調達又はその決定
 - y) 船舶保険の手配又は保険金請求の処理
 - z) 船舶の建造・改造又は登録に関する助言、又は監督（船舶オーナーの指示に基づく船舶に関する計画の承認を含む）
 - za) 船舶の技術的専門知識を必要とする作業（基本設計及びフロント・エンド・エンジニアリング作業を含む）の手配、助言又は実施
 - zb) 船舶に関する海運関連のコンサルティング又は技術サービス（環境、技術及び船舶性能に関するものを含む）の手配又は提供
 - zc) 港湾代理サービス又は船舶保安サービスの手配
 - zd) 本定義の他の項に記載された活動に付随、又は関連するリスクのマネジメント

- ▶ 「船舶仲介活動」とは、企業が船舶リース事業者、船舶リースマネジメント事業者、船舶オペレーター又は船舶オーナーのために行う以下の活動を意味する。
 - a) 船舶売買の仲介
 - b) 新船舶の建造をしようとする船舶オーナーの要求を踏まえた造船所とのマッチング
 - c) 次について、船舶とのマッチング
 - i. 貨物
 - ii. 船舶オーナー又は用船者
 - d) 船舶の評価
 - e) 当該企業が行う、上記の(a)、(b)、(c)、又は(d)に規定する活動(以下、「特定活動」)についての、又は同特定活動に関連しての調査、コンサルティング又は助言サービスの提供

上記の船舶仲介活動の定義(e)において、企業が対象年度において行った特定活動について、又は同特定活動に関連して、調査、コンサルティング又は助言サービスを提供したとしても、以下の特別な状況が満たされた場合、当該対象年度において特定活動が行われなかったとみなされる。特別な状況とは、当該企業が当該サービスの提供から得られた手数料の総額が、当該対象年度に行ったすべての特定活動から得られた手数料の総額の20%を上回った場合を指す。

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com		Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com		May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com		Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com		Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	
China Tax Services				Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com		Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com		Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	
Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com		Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com		Anish Benara +852 2629 3293 anish.benara@hk.ey.com	
International Tax and Transaction Services				US Tax Services	
International Tax Services		Transfer Pricing Services		International Tax and Transaction Services	
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com		Sangeeth Aiyappa +852 26293989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com		Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	
		Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com		Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com	
Transaction Tax Services				China Tax Services	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com		Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com		Cindy Li +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com	
Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com		Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com		International Tax Services	
People Advisory Services				Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	
Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com		Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com		Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	
				Transfer Pricing Services	
				Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	
Asia-Pacific Tax Centre				Transaction Tax Services	
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services		Indirect tax	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		US Tax Desk		Tracey Kuuskoski +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com			
		Operating Model Effectiveness			
		Edvard Rinck +852 2675 2834 edvard.rinck@hk.ey.com			

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2022 Ernst & Young Tax Services Limited. All Rights Reserved. 00269-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up-to-date
with the latest EY news.